

川崎市立高津中学校 生徒会会則

第1章 名称

第1条 本会は川崎市立高津中学校生徒会という。

第2章 目的

第2条 本会は、わたしたちの学校生活を明るく楽しく有意義にすることを目的とする。

第3章 会員

第3条 本会の会員は本会の生徒とする。

第4条 会員は生徒会役員選挙における選挙権がある。

第5条 先生方に顧問を頼み本会の目的達成のための指導をお願いする。

第4章 会の権限と義務

第6条 本会は校長から学校での活動の一部をまかされたものであって、その権限は学校内における最高のものではない。会の決議執行には校長の承認を必要とする。

第7条 本会は会員の生活、文化、スポーツ向上のために奉仕しなければならない。

第5章 議決機関

第8条 本会は議決機関として、生徒総会と生徒協議会を置く。

第9条 生徒総会は本会最高の議決機関であり会長が招集する。

第10条 生徒総会は次のことについて審議する。

- (1) 役員承認
- (2) 予算・決算承認

(3) 生徒会会則改正

(4) その他

第11条 生徒協議会は、生徒総会につぐ議決機関であり毎月1回会長が招集しなければならない。ただし、会長が必要に応じて招集することができる。

第12条 生徒協議会は次のことを審議する。

- (1) 生徒会会則改正原案
- (2) 生徒会予算、決算報告
- (3) 執行部から提出された議題
- (4) 各学級から提出された議題
- (5) 部活動、各学年、各委員会から提出された議題
- (6) 先生方から提出された議題
- (7) その他必要な事項

第13条 代議員は、学級委員とし男女各1名ずつ選出される。任期は半年間とする。

第14条 生徒協議会は、学級を代表する代議員と各種委員会各委員長、部活動委員会委員長で組織する。代議員の代理は両議員欠席の場合のみ1名認める。

第15条 生徒会の会議は公開しなければならない。

第16条 生徒協議会は、代議員と各委員長、生徒会役員の3分の2以上の出席により成立し、出席者の過半数をもって可決されたものは、その効力を発揮する。ただし、代議員の3分の1以上の希望があった場合は代議員と各委員長と、生徒会役員の3分の2で可決する。

第17条 生徒協議会を運営するために議長1名、副議長男女各1名を置く。

第18条 生徒協議会の正副議長は生徒協議会で推薦・投票により選出される。

第19条 生徒協議会は各種委員会に原案の作成・検討・執行を委任することができる。

第6章 役員

第20条 本会には次の役員を置く。

会長1年か2年1名、副会長2年1名1年1名、
書記2年1名1年1名、会計2年1名1年1名。

第21条 本会の役員は選挙管理委員長の指示により全会員の直接投票によって選出する。投票において同票だった場合は、再選挙を行う。されにそれでも同票の場合は、抽選により役員を選出する。

第22条 本会の役員候補者はその数の制限をしない。

第23条 本会の役員は10月に改選し任期を原則として1年とする。

第24条 本会の役員は次のように定める。

1 会長

- (1) 生徒会会務執行の最高責任者となる。
- (2) 生徒総会、生徒協議会、各種委員会を招集する。
- (3) その他生徒会活動の全面的な運営にあたる。

2 副会長

- (1) 会長を助けて会長不在のときは会長の任務を代行する。

3 書記

- (1) 会議録その他生徒会に関する一般事務の取扱いと書類の保存をする。
- (2) 会議を通告する。
- (3) 生徒会の問題を発表し、選挙の結果を記録し、選定した委員、各委員長を通告する。

4 会計

- (1) 資金、会費の取扱いを記録する。
- (2) 予算案の編成にたずさわる。
- (3) 会費の記録を取り、生徒協議会と生徒総会に会計決算報告をする。

第25条 会長が欠員となった場合、2年副会長が会長に昇格する。

第26条 会長を除く他の役員が欠員となった場合、生徒協議会はその役員解任を決議し、生徒総会はその役職の他の者への任命を決議することができる。

第7章 執行機関

第27条 本会は執行機関として、生徒会本部、各種委員会、特別委員会、学級委員会を置く。

第28条 生徒会本部は会長、副会長、書記、会計で構成し、本会執行機関の連絡調整をし、執行の中心として活動する

第29条 本会には次の各種委員会を置く。

生活委員会、図書委員会、整備委員会、体育委員会、
保健委員会、福祉委員会、新聞委員会、放送委員会

第30条 本会の各種委員会の主な仕事の内容は次のように定める。

- 1 生活委員会…礼儀作法、生活の改善の呼びかけ。
- 2 図書委員会…学校図書の運営と改善、正しい読書の呼びかけ。
- 3 整備委員会…校具施設の整備と管理、校舎教室の美化、校庭の整頓や造作、掲示、清掃用具管理、清掃などの協力と呼びかけ。
- 4 体育委員会…各種体育行事の計画と運営、体育器具の修繕保存。
- 5 保健委員会…衛生行事の計画と運営や健康診断の実施処理の協力、病人やけが人の世話。
- 6 福祉委員会…社会福祉に貢献する。生徒の福祉活動の計画と運営。
- 7 新聞委員会…学校新聞、学級新聞の発行、その他出版に関すること。
- 8 放送委員会…学校放送の計画実施、集会の放送、放送器具の管理。

第31条 本会の各種委員会の委員は各学級から男女1名ずつ選出

する。生徒会役員は各種委員会の委員を兼任することができない。

第32条 本会は次の2つの特別委員会を置き、仕事の内容は次のように定める。

- 1 選挙管理委員会…生徒会役員選挙の運営にあたる。
- 2 部活動委員会…部活動の運営や諸問題を協議する。

第33条 本会の各学年学級委員会は各学級から男女1名ずつ選出された学級委員で構成し、運営される。仕事の内容を次のように定める。

- (1) 学年の問題を主に協議する。
- (2) 学年行事等の企画・運営を中心的に行う。

第8章 会計

第34条 本会の運営のため各会員より会費を徴収することを原則とする。

第35条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第36条 予算編成は生徒会役員及び各部活動、各委員会から提出された予算申請により予算の原案を作成する。その原案を生徒協議会、生徒総会で審議可決し、校長の承認を得て成立する。

第37条 予算は4月中に編成しなければならない。

第38条 年度の決算は翌年度の生徒総会で会計より報告しなければならない。

第39条 生徒総会で予算決算の承認をうける。

第40条 現金支出については現金支出申請書と現金支出票によりおこない現金の扱いは生徒会担当の先生にお願いする。

第9章 部活動

第41条 本会には文化、体育関係の部活動を置き、希望者がこれ

に参加する。

第42条 各部活動に部長、副部長を置く。

第43条 所属する部活動は、自分の適性・体力等によって変更を申し出ることができる。

第44条 部活動については別の規定を定める。

第10章 規則と改正

第45条 本会則は改正が必要となった場合、生徒協議会の3分の2以上の賛成で発議し、生徒総会で承認されたとき改正することができる。最後に校長の承認を必要とする。

附則

第46条 本会則は昭和46年4月1日に効力を発し、同日実施する。

(昭和51年3月22日一部改正)

(平成4年3月2日、5月20日一部改正)

(平成10年9月28日一部改正)

(平成17年2月28日一部改正)